

大阪市既存建築物火災安全対策改修モデル事業募集要項

令和7年4月1日

1. 目的

大阪市既存建築物火災安全対策改修補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）で定めるもののほか、交付要綱第3条第2号に定める火災安全対策改修モデル補助事業の実施にあたり、当該事業の募集に必要な事項を定める。

2. 募集対象

火災安全対策改修に係る事業計画で、交付要綱第3条第2号アに掲げる要件に該当するもの（以下、「モデル事業」という。）。

3. 応募要件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 応募しようとする者は、交付要綱第2条第9号アからエに掲げる要件のいずれにも該当し、モデル事業を実施しようとする者であること
- (2) モデル事業は交付要綱第4条第2項の各号に掲げる要件に適合するものであること

4. モデル事業事前協議

応募しようとする者は、応募に先立ち、大阪市既存建築物火災安全対策改修モデル事業事前協議書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 交付要綱第7条第1項各号に掲げる書類
- (2) 技術面又は事業プロセス面での工夫にかかる内容説明資料

5. 募集期間

令和7年度については、4月1日（月）から10月10日（金）午後5時00分までとする。

6. 応募方法

大阪市 計画調整局 建築指導部 監察課の窓口（大阪市役所 3階 建築指導部 ⑩番窓口）に大阪市既存建築物火災安全対策改修モデル事業計画書（第2号様式）に、事前協議書（添付書類を含む）の写しを添えて提出することによる。

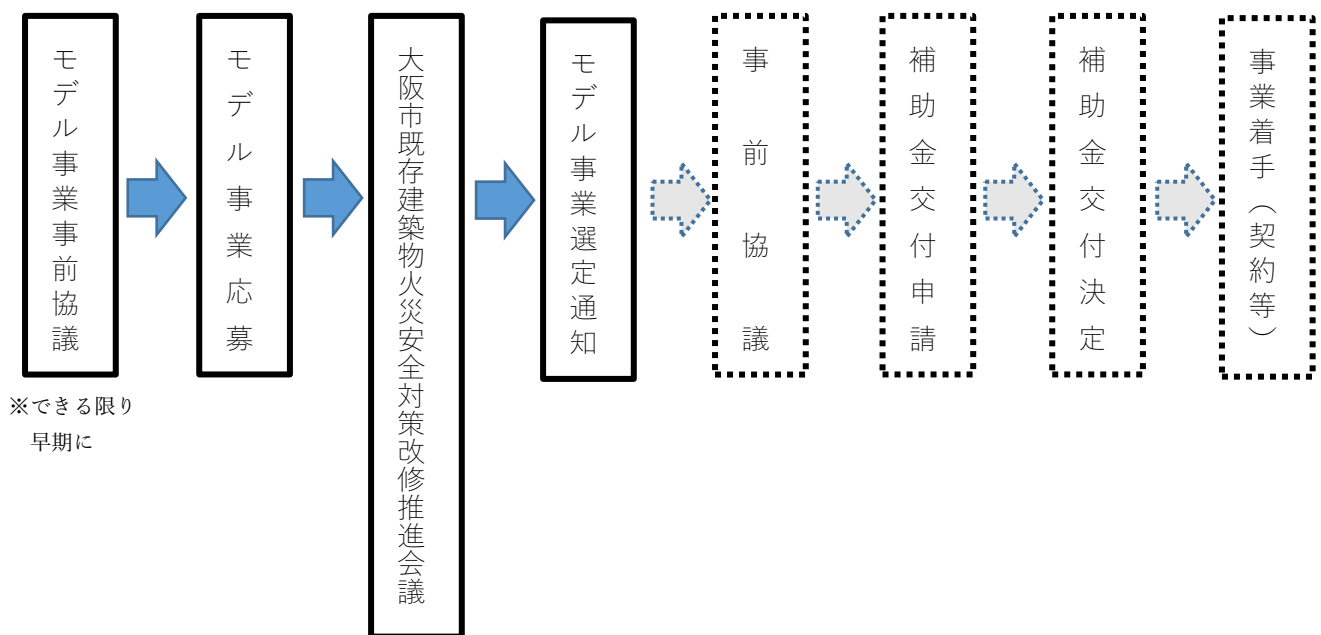
7. モデル事業の選定について

募集期間内に応募された事業計画のうちから、大阪市既存建築物火災安全対策改修推進会議における意見を踏まえ、今後の火災安全対策改修に必要な技術や知見の蓄積に資するモデルとなる取組であるとして市長が選定する。

選定した事業計画については、応募者あてに大阪市既存建築物火災安全対策改修モデル事業選定通知書（第3号様式）により通知する。

8. 手続きの流れ

※  部は交付要綱に基づく手続きの流れ



9. 注意事項

- (1) 応募後、事業選定に必要な範囲で追加資料を求めた場合、資料の提供に協力すること。
- (2) モデル事業の選定が補助金の交付を確約するものではなく、補助金の交付を受けるにあたっては、設計や工事の開始前及び事業期間中の各年度の工事着手前に、補助金の交付申請を行うこと。
- (3) 補助事業完了後、事業の実施により得られた成果、知見等を国及び本市に報告するとともに、国及び本市による成果、知見等の収集、評価、検証、普及啓発等に際して、資料の提供、見学会の実施等に協力すること。
- (4) 補助事業者が補助事業の対象となる建築物の所有者である場合には、当該建築物の賃借人に対して、「火災安全改修ガイドライン」の周知を図ること。

10. 問い合わせ先

郵便番号530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20

大阪市 計画調整局 建築指導部 監察課（大阪市役所3階 建築指導部 ⑩番窓口）

電話番号：06-6208-9315 FAX：06-6202-6960

(第1号様式)

年 月 日

大阪市長

(協議者が法人その他の団体の場合にあつては、

その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

住 所

氏 名

電話番号 () —

大阪市既存建築物火災安全対策改修モデル事業事前協議書

大阪市既存建築物火災安全対策改修モデル事業募集要項（以下、募集要項。）第4に基づき、事前協議します。

記

モデル事業の対象となる建築物の所在地	大阪市
火災安全対策改修の区分	
対象者要件	☐ 火災安全対策改修を行う建築物の所有者（区分所有建築物にあつては、区分所有者及び補助事業を行うことについて総会決議等をした管理組合等を含む。）又は賃借人 ☐ 管理組合等以外の者にあつては、大阪市内に住所を有することによって課税される市税（市民税又は法人市民税並びに補助事業の対象となる建築物の固定資産税及び都市計画税）を滞納していない者 ☐ 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではない者 ☐ 反社会的勢力と自ら若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係又は反社会的勢力に対して資金等を提供するなど反社会的勢力の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与している関係を有しない者 ☐ 補助事業の対象となる経費に関し、本制度又は他の制度による補助金（本市以外が交付するものを含む。以下同じ。）の交付を受けておらず、かつ、他の制度による補助金を受ける予定のないものである

対象事業要件	☐ 対象となる建築物は、大阪市内に存するものである ☐ 対象となる建築物は、国、地方公共団体が所有するもの、又は国、地方公共団体の設立、出資に係る法人が所有するものでない ☐ 対象となる建築物は、検査済証の交付を受けている ☐ 対象となる建築物は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 9 条第 1 項若しくは第 10 条第 3 項若しくは第 4 項又は空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 14 条第 3 項に規定する措置が命じられていない ☐ 対象となる建築物の用途は住宅以外の用途である ☐ 3 階以上の建築物である ☐ 次のいずれかの要件に該当する (1)直通階段が 1 つである建築物（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「施行令」という。）第 121 条第 1 項に規定する基準に適合しない建築物に限る。） (2)直通階段等の竪穴部分が防火・防煙区画化されていない建築物（施行令第 112 条第 11 項に規定する基準に適合しない建築物に限る。） ☐ 火災安全対策改修の結果、火災安全改修ガイドラインに即し、当該改修を行った階が火災に対して避難上安全な構造となる ☐ 火災安全対策改修に関する設計に係る事業にあつては、対象となる建築物が建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 3 条第 1 項各号に掲げる建築物である場合は一級建築士が、対象となる建築物が同法第 3 条の 2 第 1 項各号に掲げる建築物である場合は一級建築士又は二級建築士が設計するものである ☐ 募集要項に基づき、モデル事業として応募する予定である ☐ 令和 7 年度末までに工事着手するもの
--------	--

添付書類	
連絡担当者※	氏 名 電話番号

※申請者以外が連絡担当者となる場合に記入してください。併せて委任状を添付してください。

大阪市記入欄			
事前協議済み年月日	年 月 日	事前協議番号	第 号

※事前協議後、本事前協議書写しの交付をもって補助金の交付を確約するものではなく、補助金の交付を受けるにあたっては、設計や工事を始める前、及び事業期間中の各年度の工事着手前に、補助金の交付申請を行う必要があります。

(第2号様式)

年 月 日

大阪市長

(応募者が法人その他の団体の場合にあつては、
その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

住 所
氏 名
電話番号 () -

大阪市既存建築物火災安全対策改修モデル事業計画書

大阪市既存建築物火災安全対策改修モデル事業募集要項第6に基づき、必要書類を添えて、事業計画を提出します。

モデル事業の対象となる 建築物の所在地	大阪市		
受付番号※	第 号		
モデル事業の予定期間	着手予定年月日	年	月 日
	完了予定年月日	年	月 日
添付書類			

※ 大阪市記入欄

(第3号様式)

第 年 月 日 号

様

大阪市長

大阪市既存建築物火災安全対策改修モデル事業選定通知書

年 月 日付けで提出された計画書について、モデル事業として選定しましたので、大阪市既存建築物火災安全対策改修モデル事業募集要項第7に基づき、通知します。

記

モデル事業の対象となる 建築物の所在地		大阪市	
受付番号	第		